

関東ろう連盟旅費規約

第1章 総則

第1条【目的】

この規約は、会務、会議、研修等のために出張する関東ろう連盟（以下「連盟」という）の役員等に対して支給する旅費に関し、その基準を定め会務等の円滑な運営に資するとともに、経費の適切な支出を図ることを目的とする。

第2条【種類】

旅費は交通費、宿泊費、手当及び理事長が必要と認めたと経費を持って支給する。

第3条【申請】

役員は必要あるときは旅費申請書を理事長に提出し、速やかに理事長及び別に定める担当者の裁可を得なければならないものとする。

2 旅費申請書は様式1のとおりとする。

第2章 交通費

第4条【交通費の種類】

交通費は、電車、バス、タクシー、その他必要と認められる公共交通機関を用いるにあたり生じる必要経費をもって充てる。

第5条【電車賃及びバス賃】

電車もしくはバスを用いるにあたり生じる必要経費は、最短経路に基づき算出する。但し、交通事情、災害、その他やむを得ない事情によりこれを変更するときは交通費請求（様式1）にその旨を記入する。

第6条【タクシー賃】

タクシーを用いるにあたり生じる必要経費は緊急、運搬、その他やむを得ない事由により支給する。

第7条【指定席料金】

電車もしくはバスを用いるにあたり、指定席を用いる必要が生じたときは、生じた必要経費を支給する。

2 新幹線料金の支給にあたっては、グリーン席使用の事情が認められる場合、これを支給する。

第8条【身体障害者割引等】

JR賃、電車もしくはバスを用いるにあたり、身体障害者割引等が可能な場合はこれを適用する。

第9条【理事会の交通費】

在住の最寄駅から会場の最寄駅までの往復運賃、特急料金を実費支給する。

第10条【評議員の交通費】

都県庁所在地の最寄り駅より評議員会会場の最寄り駅までの往復運賃相当額を支給する。

第3章 宿泊費

第11条【宿泊費】

宿泊費は、宿泊にするにあたり生じる必要経費をもって充てる。

2 支給する宿泊費の上限は一泊につき8,000円とする。

第4章 手当

第12条【手当】

会務、会議、研修等のために出張する連盟役員に対し手当を支給する。

【手当の種類】

- ① 理事会手当（1日） 1000円
- ② 理事会手当（半日） 500円

第13条【規約の改定】

この規約の改定は、評議員会で3の2以上の議決を経なければならない。

附則

- 1 関東ろう者大会において「役員規約」に定める理事及び監事の交通費は連盟より支給する。理事長、副理事長及び事務局長の宿泊費は大会実行委員会より支給する。その他の理事及び監事の宿泊費は連盟より支給する。
- 2 関東ろう者大会において表彰者の旅費は連盟より支給する。
- 3 関東ろう者体育大会（夏季及び冬季）において「役員規約」に定める理事及び監事の交通費は連盟より支給する。理事長、副理事長及び事務局長の宿泊費は大会実行委員会より支給する。その他の理事及び監事の宿泊費は連盟より支給する。
- 4 関東ろう活動者研修会において理事会に出席する理事及び監事の旅費は連盟より支給する。
- 5 この規程は2007年4月22日より制定実施する。
この規程は2016年1月17日改定施行する。
この規約は2016年（平成28年）4月 日改定施行する。

【様式 1】

交通費請求書

2000年度関東ろう連盟

| | | | |
|---------|-----|--------|-------|
| 請求者 | | 請求日 | 年 月 日 |
| 用 件 | | | |
| 場 所 | | | |
| 請求額 (円) | | | |
| 交通機関名 | 経 路 | 金額 (円) | 備考 |
| | ⇔ | | |
| | ⇔ | | |
| | ⇔ | | |
| | ⇔ | | |
| | ⇔ | | |
| 合 計 | | | |

※自家用車で移動した場合は会場等までの最短距離を備考に記入してください。

※高速道路利用の場合、使用した区間を記入してください。

※自家用車利用の場合、交通費支給基準がありませんので、最高で公共機関利用の金額となります。

※利用実態に合わせ、支給額は考慮します。

※乗車券と特急券等は分けて記入してください。

※障害者割引は積極的に利用してください。 請求先アドレス〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇